

長市社協第307号
令和8年2月12日

関係者各位

社会福祉法人
長崎市社会福祉協議会
会長 橋田 慶信
(公印省略)

令和7年度 福祉・医療従事者向け成年後見制度研修会 開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から本会の活動につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本会では、令和6年度より「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を開設し、福祉・医療現場の皆様に日々多くご利用いただいております。皆様のご協力により、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない方の権利擁護に向けた取り組みを進めることができておりましたこと、心より御礼申し上げます。

この度、下記のとおり、福祉・医療従事者の皆様を対象とした成年後見制度研修会を開催することとなりました。

本研修会では、弁護士を講師としてお招きし、成年後見制度の利用に関する講義を頂きます。特に、福祉・医療現場で実務的に活用可能な知識を中心に、業務に役立つ内容を予定しております。

ご多忙の折とは存じますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 テーマ 現場で役立つ！成年後見制度活用セミナー
～弁護士と学ぶ、活用の第一歩～
- 2 日 時 令和8年3月13日（金）13:00～15:30
- 3 場 所 長崎県立総合体育館 大研修室（長崎市油木町7番1号）
- 4 主 催 長崎市権利擁護・成年後見支援センター
- 5 参 加 費 無料

- 6 内 容 ①成年後見制度概要、利用方法
②権利擁護支援に活用できるその他の資源
③弁護士とセンター職員のトークセッション

7 対 象 者 長崎市・長与町・時津町の福祉・医療従事者（定員100名）

8 参 加 申 込 下記申込みフォームより必要事項を入力いただきお申し込みください。なお定員には限りがありますので、お申込みいただいても受講できない場合もございます。ご了承ください。
《申込フォーム：申込締切 2/27（金）》
https://docs.google.com/forms/d/1qMK_y_poTAQC718beqLfXWiexxaUqGKQh5PrwDUfPVY/edit



9 備 考 本研修会は主任介護支援専門員更新研修受講要件対象研修となります。修了証明書の発行が必要な方につきましては、申込みフォームの入力をよろしくお願ひいたします。
研修会当日の発行依頼についてはご対応できませんのでご注意ください。
なお、修了証明書は研修会修了後、会場にて配布させていただきます。会場にてお受け取りになられない場合は、研修会終了後1週間は本会にて保管いたしますので受け取りをお願いいたします。
未受領のご連絡や郵送などによる配布は出来かねますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

長崎市権利擁護・成年後見支援センター
(長崎市社会福祉協議会)
TEL:894-4500 FAX:828-7236
Mail:kenri@nagasaki-shakyou.or.jp
担当：白石・高比良

令和7年度長崎市福祉・医療従事者向け成年後見制度研修会

(主任介護支援専門員更新研修受講要件対象研修)

現場で役立つ！

成年後見制度活用セミナー ～弁護士と学ぶ、活用の第一歩～

認知症や知的障害などにより判断能力に課題がある方の権利を守る“成年後見制度”そもそもどのようななしくみなのか？使うためにはどうしたら？誰に相談したらいいの？
現場で役立つ成年後見制度の活用法を学びます！

とき：令和8年3月13日（金）

13:00～15:30

ところ：

長崎県立総合体育館 大研修室

（長崎市油木町7番1号）

参加費：無料

申込：下記申込フォームより

定員：100名（予定）

講師



法テラス長崎法律事務所
小畠直久弁護士

受講申込みはコチラ！



申込締切：2/27（金）

《お問合せ先》

長崎市権利擁護・成年後見支援センター
(長崎市社会福祉協議会)

☎ 095-894-4500

担当：白石・高比良



主催：長崎市権利擁護・成年後見支援センター（長崎市社会福祉協議会）